

サービス提供時間数		5時間以上 6時間未満		6時間以上 7時間未満		7時間以上 8時間未満	
		利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
基本単位							
1 要介護	通常規模事業所	6,078円	① 608円	6,228円	① 623円	7,021円	① 702円
			② 1,216円		② 1,246円		② 1,404円
2 要介護	通常規模事業所	7,182円	① 718円	7,354円	① 735円	8,287円	① 829円
			② 1,436円		② 1,471円		② 1,657円
3 要介護	通常規模事業所	8,287円	① 829円	8,490円	① 849円	9,605円	① 961円
			② 1,657円		② 1,698円		② 1,921円
4 要介護	通常規模事業所	9,390円	① 939円	9,616円	① 962円	10,913円	① 1,091円
			② 1,878円		② 1,923円		② 2,183円
5 要介護	通常規模事業所	10,494円	① 1,049円	10,752円	① 1,075円	12,242円	① 1,224円
			② 2,099円		② 2,150円		② 2,448円

	加算	利用料	利用者 負担額	算定回数等
介護度による区分なし	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	236円	① 24円	サービス提供日数
			② 47円	
	ADL維持等加算(Ⅰ)	322円	① 32円	1月に1回(全員の方対象)
			② 64円	
	ADL維持等加算(Ⅱ)	643円	① 64円	1月に1回(全員の方対象)
			② 128円	
	中重度ケア体制加算	482円	① 48円	サービス提供日数
	② 96円			
入浴介助加算Ⅰ	429円	① 43円	入浴介助を実施した日数	
		② 86円		
入浴介助加算Ⅱ	590円	① 59円	入浴介助を実施した日数	
		② 118円		
通所介護科学的介護推進体制加算	429円	① 43円	1月に1回(全員の方対象)	
		② 86円		

※ADL維持等加算については(Ⅰ)か(Ⅱ)のいずれかになります。

※利用者負担額欄の①は1割負担者、②は2割負担者の負担金額になります。

※別途所定単位数に5.9%相当の「介護職員処遇改善加算」及び、1.2%相当の「介護職員等特定処遇改善加算」が加算されます。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い制度)。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

食事の材料費や調理等にかかる費用及びおやつ・飲料（コーヒー・紅茶等）です。

当日、キャンセルの場合は、費用をいただきます。

料金：1回あたり 682円（おやつ・飲み物）含む。

②レクリエーション、クラブ活動

レクリエーションやクラブ活動を行うための材料費等。

1回あたり50円

③日常生活上必要となる諸費用

1回あたり50円

④おむつ使用料（一枚あたり）利用した場合のみ必要）

紙パンツ(LL) 150円・紙パンツ(L) 131円・紙パンツ(M) 118円

紙おむつ(フラットタイプ) 42円・尿とりパッド24円

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

3) 利用料金のお支払い方法

前記 1)、2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月15日前後に請求書を発行いたしますので、27日までに銀行または郵便局からの自動引き落としにてお支払い下さい。

※現金でのお支払いを希望される方はご相談下さい

4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者にお申し出ください。

利用予定日の前日までにお申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合がございます。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	682円

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。